政 策 調 整

内 容

- ○福島市総合計画
- ○ふくしま田園中枢都市圏
- ○元気ふくしま・ふるさと寄附金
- ○広聴
- ○広報
- ○デジタル化・DX の推進
- ○地域共創

政策調整

○福島市総合計画

1 総合計画の構成

総合計画は、本市のまちづくり全体の指針となるもので、本市の目指すべき将来のまちの姿を描いた、 まちづくりに関する最上位の計画である。

(1)まちづくり基本ビジョン

今後5年間における目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、 施策の方向性などを総合的かつ体系的に示すものである。

(2)実行プラン

実行プランは、この基本ビジョンに盛り込んだ各施策に紐づく成果指標を定め、各年度ごとに進捗 管理・評価検証を行い、目指すべき将来のまちの姿の実現度をはかるものである。

- 2 第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン
 - (1)議決年月日 令和3年(2021年)3月16日
 - (2)目標年次 令和7年度(2025年度)
 - (3)将来構想
 - <目指すべき将来のまちの姿>

概ね 10 年先を見据えながら今後5年間の本市の目指すべき将来のまちの姿を次のように定める。

人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市 ~世界にエールを送るまち ふくしま~

<目指すべき将来のまちの姿を実現するための重要な5つの視点>

今後、目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点を次のように定める。

① 福島らしさを生かした新ステージの形成

雄大な吾妻連峰、市民のシンボル信夫山、桃源郷・花見山、母なる川・阿武隈川など美しくのどかな自然、江戸末期以降養蚕業の発達とともに拠点性が高まってきた歴史、花や音楽などの文化を愛する土地柄、穏やかな気質など本市が有する福島らしい特徴を大切にし、これらを最大限に生かしながら、新しいステージを形成する。

② 持続可能性の実現

人口減少や少子高齢化が進行していく中で、将来的に活力を維持し、市民生活を支えていけるよう、 人口目標の確保、未来を見通せる安心安全、活力の増強、効率性の高い行財政経営などに取り組むことにより、地域としての持続可能性を高めながら、質的な成長を実現する。 さらに、SDGsの要素や考え方も考慮しながら、地球規模の持続可能性にも積極的に貢献する。

③ 多様性の尊重

一人ひとりが人間尊重の視点を大切にする。とりわけ、価値観の多様化や国際的な流動化が進む中で、 世代や性別、障がいの有無、立場、国籍、文化などを互いに認め合い、一人ひとりの多様性、あるい は地域や様々な主体の多様性を尊重する。

④ 県都としての責務

県都として、県北、福島圏域はもとより、福島県全体の発展に貢献し、定住交流の核としての役割を 果たす。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復興途上にある中で、世界に知られる「福島」の名を有する県都として、復興の先を見据えながらまちづくりを進め、県内市町村の復興・創生にも貢献する。

⑤ ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

コロナ禍において、新しい生活様式などを取り入れながら、新型コロナウイルスの克服に留まらず、 これを飛躍の転換点と捉え、ポストコロナ時代を見据えた新たな発想による社会づくりを推進する。

(4)基本方針

本市の目指すべき将来のまちの姿を実現するための政策の方向性として、計画期間である5年間の まちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方を次のように定める。

- ①子どもたちの未来が広がるまち
- ②暮らしを支える安心安全のまち
- ③次世代へ文化と環境をつなぐまち
- ④産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- ⑤新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- ⑥効率的で質の高い行財政経営

(5)重点施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、基本方針に沿って計画期間である5年間に特に 重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置付け、各部局が連携して横断的にその取り組みを推 進していく。

- ①子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現
- ②復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進
- ③災害対策の強化
- ④安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進
- ⑤豊かな文化芸術の振興と発信
- ⑥脱炭素社会の実現と循環型社会の構築
- ⑦「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現
- ⑧福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり
- ⑨移住・定住に向けた支援・受入体制の強化
- ⑩市民総活躍と市民共創のまちづくり
- ⑪新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上
- ② I C T を活用した行政・経済・社会の変革

(6)人口ビジョン

本市では、令和22年(2040年)の人口目標を約24万5千人としている。



○ふくしま田園中枢都市圏

1 連携中枢都市宣言

本市が近隣の市町村との連携において、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、令和3年11月30日、福島市議会12月定例会議において、福島市長が連携中枢都市宣言を行った。

2 連携協約の締結

令和4年3月30日、本市とふくしま圏域3市3町2村(二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村)の市町村長が、連携協約を締結し、連携中枢都市圏として「ふくしま田園中枢都市圏」を形成した。

圏域市町村が今後さらに連携を深め、本圏域ならではの特長を生かしつつ、高次都市機能の集積・強化と暮らしやすく住みたくなる魅力ある圏域づくり等を推進することにより、「ふくしま田園中枢都市圏」の名称にふさわしい都市圏を形成し、ひいては圏域全体の経済成長を図り、ふくしまの復興創生をけん引することを目的としている。

3 ふくしま田園中枢都市圏ビジョン

「ポストコロナ時代に多様なライフスタイルを実現できる南東北の要」を目指す将来像として、その実現に向けたまちづくりの方向性や、圏域が推進していく具体的取組等を定めた「ふくしま田園中枢都市圏ビジョン」を令和4年3月に策定した。

令和4年度から令和8年度までの5年間を取組期間とした20分野の連携施策とそれに紐づく36の取組に関する概要や事業費等を記載している。

ビジョンに基づき、福島市を中心に連携市町村が一層連携を深め、それぞれの持つ都市機能や強み、特長等を生かし、魅力あふれる圏域の実現に向けた取組を計画的に推進している。

○元気ふくしま・ふるさと寄附金

1 寄附件数と寄附金額

年度	件数(件)	寄附金額(円)
令和2年度	27,409	818, 438, 552
令和3年度	45,684	1, 252, 664, 946
令和4年度	40,628	1, 187, 120, 957
令和5年度	57,315	1, 469, 544, 592
令和6年度	79,687	2, 137, 533, 182

[※]団体からの寄附含む

2 応援メニュー

-L.let.)	令和6年度		
応援メニュー	寄附件数(件)	寄附金額(円)	
①桃だけじゃない 「くだもの王国の農業」	16,607	447, 147, 000	
②桃源郷ここにあり 「花見山と美しい環境」	1,405	39, 718, 000	
③教訓を生かした福島モデル 「災害に強いまちづくり」	4, 466	118, 098, 500	
④偉大な音楽家 古関裕而氏の故郷 「音楽・文化があふれるまちづくり」	931	26, 173, 300	
⑤子育て・教育全力支援 「子どもの夢を育むまち」	16,076	441, 565, 300	
⑥高齢者も障がい者も 「誰にとってもやさしい社会」	2,026	53, 641, 700	
⑦福島県の顔つくります 「にぎわいある県都づくり」	1, 192	34, 799, 382	
⑧復興五輪開催都市レガシーを生かし「スポーツのまちづくり」	820	22,683,000	
⑨人も動物も幸せに「動物にもやさしいまち」	1,689	39, 833, 000	
⑩躍動する福島を世界に発信 「ICT化と都市ブランド」	259	7, 343, 000	
⑪応援お願いします! 「まだまだ復興福島市」	34, 216	906, 531, 000	
総計	79,687	2, 137, 533, 182	

○広聴

(1) 市民の声

市政に関する提案を幅広く市民から把握し、積極的に施策に反映させることにより、「開かれた市政」をより推進すること、およびその提案等について対応することにより市民サービスの向上を図ることを目的として令和5年1月より実施している。

①提出方法

- ・ 電子メール 市ホームページ内の専用フォームにより入力する。
- ・ 郵 送 市役所本庁、各支所、各学習センター等に専用封筒(料金受取人払)および専用 用紙を常設する。
- · ファクシミリ 広聴広報課に備え付けの機器を使用し受信する。

②対応方法

- ・ 回答は、他の市民と情報を共有し市民共創を図るため、意見の要旨と一緒にホームページに掲載する。
- ・ 提出者に対しては希望によりホームページ掲載の連絡などを行う。
- ・ 市の施策に反映可能な提案は、個別に回答も行う。

(2)ふくしま市政見学会

市民生活に身近なテーマを設け、関連する施設の見学を通し、市の施策や施設の役割を知ってもらうとともに、参加者からの意見を市政に反映させるために実施している。

対象者

団体……町内会等の団体(18歳以上)

②令和7年度実施回数

- 6回(5月~11月)
- ・申込書は各支所・出張所、各学習センターなどに設置している。オンライン申請や郵便、ファクシ ミリなどで受け付けている。
- ③令和6年度実施状況

対象者	実施回数	参加人数
団体	6	7 1

(3) ふくしま市政出前講座

市民や企業などが主催する集会や会合に市の職員等が出向き、市の取り組んでいる事業や各種制度など、市政に関する説明会を開催している。

·令和6年度受講者数:10,870人

(4)ふくしま元気トーク

市長が市民と市政について対話することにより、「開かれた市政」と「元気なまちづくり」を推進するとともに、参加する市民に市政を身近に感じてもらい、市民の思いを市政に反映するきっかけとなるような共創によるまちづくりを進めるために開催している。(平成30年度から実施)

・令和6年度開催回数:2回

(5) LINEを活用したアンケート

市政の課題などについて市民の意見を迅速に把握し、施策の企画その他行政運営上の参考資料とすることを目的として実施している。

- ・アンケート対象者:福島市公式LINEに友だち登録している方で、お住まいの地域が「市内」かっ、アンケートについて「同意する」を選択している方
- ・令和6年度アンケート調査実施回数:10回
- ·平均回答者数: 2,125 人(3.9%)

○広報

(1)広報紙 (令和7年度予定)

区分	一般広報紙		点字広報紙	音声広報
名称	ふくしま市政だより	地区だより	点字ふくしま市政だより	音声ふくしま市政だより
規格	A4 判 上質紙 表・裏表紙特集2頁カラー、他二色刷 20頁前後	A4判 色上質紙 薄口 一色刷 2頁	B5判 100頁	90 分 カセットテープ×2 または CD
発行回数 と部数	月1回 毎月1日発行 104,730部(納7镀4月)	月1回 毎月1日発行 概ね市政だよりと同じ部数	月 1 回 毎月 1 日発行 35部	月 1 回 毎月 1 日発行 40本
配布先と 配布方法	町内会等自治組織を通じ、各戸に 配布、自主的避難者にも送付	市政だよりに折り込む	希望する視覚障がい 者に配布	希望する視覚障がい 者に配布

(2)テレビやラジオによる広報

(令和7年度予定)

区分	放送局名	放送内容及び時間帯			
	福島テレビ	●「ふくしま市政ニュース」 (15 秒スポット) ●市政特別番組(新春)			
	(FTV)	毎週月曜日 19:00~20:00 の間			
		●「ふくしま市政だより」 (5 分番組) 毎月第一日曜日 13:55~14:00			
	福島中央テレビ	●「広報テレビ 15 秒スポット」(15 秒スポット) ●市政特別番組(新春)			
ーテ	(FCT)	毎週月曜日 18:15~19:00 の間			
テレビ放送		●「市民のみなさんへ」(5分番組) 毎月第一土曜日 9:25~9:30			
放	福島放送	●データ放送(dボタン)で市政情報を発信 ●市政特別番組(新春)			
送	(KFB)	(災害時には避難所の最新情報を発信)			
		●「こんにちは福島市です」(5分番組) 毎月第一土曜日 9:55~10:00			
	テレビユー福島	●「福島市からのお知らせ」(15 秒スポット) ●市政特別番組(新春)			
	(TUF)	毎週日曜日 17:30			
		●「福島市からのお知らせ」(5分番組) 毎月第二土曜日 9:25~9:30			
	NHK 福島	随 時			
	ラジオ福島	●定時番組「市民ニュース」 ●市政特別番組(新春)			
ラ		毎週土曜日 8:55~9:00(5分間)			
ラジ		毎月第一日曜日 10:40~10:45(5分間)			
才 放 送	ふくしま FM	●定時番組「福島市政インフォメーション」(60 秒スポット)			
		毎週金曜日 8:35~8:55の間に1分間			
达	ふくしまコミュニティ	●定時番組「マイシティふくしま」 ●市政特別番組(新春)			
	放送	毎週月曜日~金曜日 7:48~7:53			
	(FM ポコ)	17:30~17:35(再)			

[※]放送日時は変更になる場合があります。

(3)新聞による広報

(令和7年度予定)

区分		発行回数	規格
定	福島民報「ふくしま市だより」	毎月2回	半4段
定 時 福島民友「ふくしま市民のページ」		毎月2回	半4段
随時	福島民報・福島民友「特別企画」	年2回	全面

(4) デジタルサイネージ

駅前やまちなか広場を利用する多くの人に観光やイベント、市政などの情報を発信するために活用している。

・設置場所:福島駅西口のエールビジョン(大型マルチビジョン)、東口のデジタルサイネージ、まちなか広場のデジタルサイネージ、市役所本庁舎1階

(5) その他の広報

○福島市ホームページ

インターネットを利用して、市民へ市政情報の提供などを行うとともに、市内外に対して市のPRなどの情報発信を行う。

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/index.html



○放射線対策ニュース

年4回電子媒体で発行し、市ホームページへの掲載と LINE により発信している。放射線や環境への影響に対する不安を解消するため、放射線対策の最新情報や、食品などの放射性物質測定結果などを掲載している。

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/2/2/10457.html



○市民フォト・ふくしま夢通信

目で見る市政広報紙として、年4回発行。各町内会の班回覧や、全国に福島市の魅力や元気な姿を伝えることを目的に、国内の主要マスコミ各社、市内外観光要所、当市を転出する方やゆかりのある方、著名人などに送付している。

A4判8頁 年4回 計61,600部

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/2/1/10482.html



○市勢要覧

写真と統計により市政の PR 資料及び市政の参考資料として活用している。 A4判24頁、300部発行

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/2/10458.html



○SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

情報の拡散性にすぐれたソーシャルメディアを利用して、写真、動画などにより市政の情報発信を行う。

・LINE:受信設定者にメッセージで情報を配信

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/3/10300.html



·X(Twitter):文字・写真を中心とした情報を発信

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/3/10350.html



·Facebook:文字·写真を中心とした情報を発信

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/3/10155.html



·YouTube:動画による情報を発信

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shisei/koho/3/10154.html



○デジタル化・DXの推進

- 1 情報通信技術を活用したまちづくり
- (1)未来型コミュニケーションモデル都市構想 (テレトピア構想)

昭和58年8月、本市は郵政省(現総務省)が発表した標記構想に呼応して、情報通信技術を住民本位の立場で活用し、豊かでうるおいあるまちづくりを進めるため「テレトピア」計画を策定し、全国20地域の一つとして第一次指定を受けた。

昭和60年12月、テレトピア構想の推進事業体として全国に先駆けて㈱インフォメーション・ネットワーク福島(INF)を設立、同61年4月から営業を開始した。

(2)マルチメディア・パイロットタウン構想

平成 10 年度からは、郵政省(現総務省)の標記構想の協力自治体として、マルチメディアモデル市役所展開事業を5ヶ年計画で推進した。

・平成 12 年 10 月、防災情報の提供開始

2 行政情報化の推進

(1)庁内情報化の推進

- ・昭和62年10月、住民情報オンライン・システムの運用開始。
- ・平成10年度、保健福祉総合情報システム、介護保険システム運用開始。
- ・平成11年度、総合防災情報システム構築。
- ・平成12年10月、財務会計システム及びイントラネット・システムの運用開始。
- ・平成17年10月、行政情報ネットワーク・システム整備開始。職員一人一台パソコンの配置を順次進め、19年度中に配備完了。
- ・平成19年度から基幹システム再構築事業に着手。
- 平成21年6月第1次稼働 [住民記録・国民健康保険]、平成21年8月第2次稼動 [介護保険]、平成23年4月第3次稼働 [法人住民税・軽自動車税・個人住民税] を経て、平成24年6月に第4次 [固定資産税] 稼働で再構築事業完了。
- ・平成28年度、自治体情報セキュリティ強靭化(ネットワーク分離・セキュリティクラウド接続)
- · 令和元年度、基幹G I S運用開始。
- ・令和2年度、人事給与システム・庶務事務システム運用開始。
- ・令和3年度、RPA・文字起こしシステム運用開始。
- ・令和4年度、文書管理システム、映像配信システム運用開始。
- ・令和5年度、庁内Web会議、議会答弁検討システム(答べんりんく)運用開始。
- · 令和6年度、文書生成A I 運用開始。

(2)広域ネットワークの利用促進

- ・平成 14 年 8 月、住民基本台帳ネットワーク・システムが一次稼働し、行政事務における本人確認に 利用されている。
- ・平成15年8月から二次稼働となり、住民票の広域交付、転出入の特例処理が可能となった。
- ・平成29年11月、マイナンバー制度における情報提供ネットワーク・システムが本格稼働し、マイナンバーを利用して行政機関の間で情報をやりとりする「情報連携」を開始。

(3)電子自治体の推進

- ・平成8年10月、図書館オンライン・システム稼動。
- ・平成9年4月、体育施設予約システム稼動。
- ・平成9年10月、市ホームページ開設。
- ・平成 13 年 2 月、緊急休日診療当番医等の情報提供開始及び携帯電話からの体育施設予約システムサービス開始。
- ・平成18年6月、電子申請を県と市町村の共同システムで供用開始し、平成22年1月からは簡易申請 を導入し利便性の向上を図っている。
- ・平成29年1月、コンビニエンスストアでの住民票・証明書等の交付開始。
- ・平成29年11月、国が構築した「マイナポータル」が本格運用し、「子育てワンストップサービス (ぴったりサービス)」に関する情報掲載を開始。
- ・令和3年12月、公共施設予約システム稼働。
- ・令和4年9月、12誘導心電図伝送システム運用開始。
- · 令和5年2月、電子図書館運用開始。
- ・令和5年7月、電子入札システム運用開始。
- ・令和5年7月、河川水位予測システム運用開始。
- ・令和5年10月、休日小児科当番医のオンライン診療運用開始。
- ・令和6年3月、学校図書館のネットワーク化。
- ・令和7年1月、福島市市民センター・学習センター予約システム運用開始。
- ・令和7年3月、避難行動要支援者名簿システム運用開始。

- 3 デジタル都市に向けた取組の推進
- (1) ふくしまデジタル推進協議会の設立
 - ・市、団体、企業、大学等が一体となって、各分野及び地域全体のデジタル化を推進し、これを活用できるようにすることによって、市民一人ひとりが、デジタル化の便利さや豊かさを実感できる社会を実現することを目的とし、令和4年7月11日に設立。 デジタル化推進の全市的合意形成と方向性の共有を図る。

(2) 福島市デジタル都市宣言

・令和4年11月30日に、3つの戦略に基づいた「デジタルで便利で豊かな新ステージ」を目指し、福島市デジタル都市宣言を行った。

【デジタル都市に向けた3つの戦略】

- ① デジタルを活用した市民サービスの向上と行政の高度化・効率化
- ② デジタルを活用した市民生活を豊かにするまちづくりと産業振興
- ③ 市民共創で高齢者にもやさしいデジタル化

(3) 「福島市DX推進計画」の策定

・本市における情報化の計画としては、平成16年度策定の福島市地域情報化基本計画に2度の改定を行い、令和2年度までを計画期間としてきた。令和3年度からは、ICT技術の急速な進展を踏まえ、デジタル技術の浸透による市民生活や地域社会・経済の変革・革新を目指した福島市地域情報化イノベーション推進計画を策定し取組を進めてきたものの、DXを含めたデジタルの進歩に対応できる小回りの利く計画への見直しが必要となったことから、令和6年4月に同計画を発展改訂し、令和6年度から令和7年度までを計画期間とする福島市DX推進計画を策定した。

①DXを推進する基本的な考え方

- 既成概念にとらわれないデジタル化の推進
- デジタルファーストの視点
- 市のデジタル化のエンジンとしての市役所改革
- アジャイル型のシステム開発(内製・外注)

②推進体制

- ・ふくしまデジタル推進協議会
- ・市のDX推進体制

市長を「CDO(最高デジタル責任者)」、副市長を「副CDO」に据え、専門的知見から CDOを補佐する「CDO補佐」を設置。デジタル政策監を「総括DX推進責任者」とする指揮・統括により、デジタル改革室において庁内を横断した調整を行い、DX推進を主導。

·福島市DX推進本部会議

本市におけるDX推進の方向性やこれに伴う具体的な取組を定めるとともに、将来ビジョンなどの庁内共有を図るため開催。事務の効率化による公務生産性の向上を図るとともに、都市のデジタル化を図る施策を推進。

③行政のデジタル化におけるDXの具体的な取組について

【最重点取組項目】

- 行政手続のデジタル化
- AI・AR等先進技術の利用推進
- システム内製化・RPAの利用促進
- 財務会計システムDX推進・キャッシュレス化の推進
- デジタルプラットフォームの構築

【重点取組項目】

- 情報システムの標準化・共通化
- オープンデータの推進
- フリーアドレス、テレワークの推進
- 都市のデジタル化推進

④デジタル人材の育成・確保

市民目線でのデジタル活用、RPAによる業務効率の改善力を向上させるため、DX推進員を対象に適宜研修を実施。さらに、職員採用試験において情報枠を設定して専門技術を保有する職員の確保に努める。

⑤セキュリティ対策

セキュリティーポリシーを適宜見直し、セキュリティ対策を適切に講じることにより、市民の 利便性を考慮したサービスを実現できるよう取り組む。また、ゼロトラストセキュリティによる 積極的な対策に取り組む。

⑥デジタルデバイド対策

デジタル化の恩恵を全ての市民が享受できるよう「高齢者にもやさしいデジタル化」を推進。

○地域共創

1 コミュニティ活動

(1)集会所建設費等補助

地域住民のコミュニティ活動を推進するため、町内会等がその自主的活動の一つとして集会施設を建設、また、バリアフリー改修・修繕などをする場合について、集会所建設費等補助金交付要綱に基づいてその建設費等に対して補助金を交付している。

○補助金交付状況

(単位:件、千円)

年度	補助集会所		補助額		
	新築・増築・改築等	10	11,367		
4	給排水衛生設備改修	1	173		
4	バリアフリー改修	1	89		
	計	12	11,629		
	新築・増築・改築等	13	9,502		
5	給排水衛生設備改修	0	0		
	バリアフリー改修	4	1,050		
	計	17	10,552		
	新築・増築・改築等	10	6,354		
6	給排水衛生設備改修	0	0		
	バリアフリー改修	1	34		
	計	11	6,388		

○補助其進

○惟助埜毕		
補助要件	補助対象	補助額
○新築の場合は、町内会等の世帯数が原則として 30	1 補助対象事業費は、	補助対象事業費が
世帯以上で、建築面積が33 m ² 以上であり、かつ建	本体、電気、ガス、給	1 1,500 万円以下のもの
設用地が確保されていること。	排水衛生設備の工事及	補助対象事業費の 100 分
○増築の場合は、増築面積が 10 m以上で、補助対	び建物の購入に要する	の 35 以内の額
象事業費が30万円以上であること。	経費とする。	2 1,500 万円を超えるもの
○改築等の場合は、補助対象事業費が30万円以上	2 次に掲げる経費につ	その超える額の 100 分の
であること。	いては補助の対象とし	25 の額に 525 万円を加算し
○バリアフリー改修の場合は、補助対象事業が3万	ない。	た以内の額
円以上であること	①敷地の購入、整地等	※県の補助金等を利用する
○給排水衛生設備改修の場合は、既存の集会所が、	に要する経費	場合は、下記計算式によっ
	②付帯工事に要する経	て算出した金額を補助対象
新たに公共上下水道を利用するため、給排水衛生設	曹の供りなの唯りな悪士	事業費とする。
備の改修工事をするものであること。	③備品等の購入に要す	(全体事業費-県補助金
○購入の場合は、町内会等の世帯数が原則として30	る経費(エアコン設置 に係る本体及び工事費	│等)×(補助対象経費÷全 │体事業費=補助対象事業費
世帯以上で、購入面積が33㎡以上であること。	用を除く)	※限度額 650 万円

(2)地域コミュニティ等支援事業補助

地域住民が自ら話し合い活動する住民自治意識の醸成や地域活動団体の活性化を図り、住み良い地域づくりの推進に寄与するため、地域の実情に即して自主的・自発的に行う地域活動に対し、事業費の支援を行っている。※令和6年度から補助金の一部を交付金化したため、補助金の活用件数を記載。

○補助金交付状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	96	102	57
補助額(千円)	12, 229	13, 391	7,812

2 住民自治組織

(1)町内会等設置数(令和7年4月1日現在)

○単位町内会等結成数 863 組織 町内会等加入世帯数 90,364 世帯

町内会等加入率 72.6%

○町内会等地区連合会 27 組織 ○町内会連合会 1 組織

(2)町内会等に対する助成(令和7年度)

①単位町内会等交付金

●世帯割 1 世帯 790 円 ●均等割 1 町内会 10,000 円

②地区町内会連合会交付金

●世帯割 1 世帯 64 円 ●均等割 1 連合会 10,000 円

③町内会連合会補助

●運営費補助 3,850,000円

(3)住民自治組織会長表彰

- ○一般表彰
 - ①6年以上の期間、町内会長等の職にある者で、功績があると認められるもの
 - ②地区町内会連合会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの
 - ③地区自治振興協議会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの
- ○功労表彰
 - ①10 年以上の期間、町内会長等の職にある者で、功績があると認められるもの
 - ②6年以上の期間、地区町内会連合会の会長の職にある者で、功績があると認められるもの
 - ③6年以上の期間、地区自治振興協議会の会長の職にある者で、功績があると認められるもの
 - ○表彰
 - 一般表彰 表彰状(一般)贈呈
 - 功労表彰 表彰状(功労)贈呈、記念章(①の該当者)贈呈

(4)自治振興協議会

各地区の市民から、地区の課題や提言及び提案を聴き、意見交換を図ることにより、市民との共創による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、さらに市民と行政とが情報の共有化を図るために、昭和32年度から開催している。

昭和 54 年度から、地域の最重要課題や市政に関わる内容等を協議テーマとして、市長と自由な意見交換を行っている。

- ①開催地区 28 地区自治振興協議会ごと(開催会場は18 ヶ所・一部合同開催)
- ②開催期間 6月下旬~8月下旬
- ③出席者の範囲

市側 市長、政策調整部長又は次長、協議テーマ等に関連する部長又は次長 協議会側 地区自治振興協議会の委員(町内会、農業委員、民生児童委員、消防団、農協、商工会、 観光団体、農生団体、農業団体、PTA、老人クラブ、女性団体(婦人会、学習団体、ボ

観光団体、衛生団体、農業団体、PTA、老人クラブ、女性団体(婦人会、学習団体、ボランティア団体、消費者団体等)、青年会、交通対策協議会等)、当日参加委員及び顧問(市議会議員等)※委員構成は地区毎に異なります。

所管部別協議テーマ及び提案事項件数(令和6年度)

	協議テーマ		提案	事項
	対応件数	割合	件数	割合
危機管理	6	6.1%	1	0.0%
政策調整部	2	2.0%	3	0.1%
総務部	0	0.0%	0	0.0%
財務部	6	6.1%	0	0.0%
商工観光部	4	4.1%	2	0.1%
農政部・農業委員会	17	17.3%	281	13.6%
市民・文化スポーツ部	12	12.2%	150	7.2%
環境部	0	0.0%	10	0.5%
健康福祉部	0	0.0%	2	0.1%
こども未来	0	0.0%	2	0.1%
建設部	20	20.4%	1,547	74.7%
都市政策部	24	24.5%	51	2.5%
教育委員会	7	7.1%	8	0.4%
消防本部	0	0.0%	13	0.6%
水道局	0	0.0%	2	0.1%
合計	※ 98	100.0%	2,072	100.0%

[※]協議テーマの対応件数は、協議事項に対応した所属数。協議テーマの件数とは異なる。

(5)自治振興協議会等に対する助成(令和6年度)

①地区自治振興協議会交付金

●世帯区分割 1地区

世帯区分割	金額
8,001~	36,000円
4,001~8,000	32,000円
2,001~4,000	28,000円
1,001~2,000	24,000円
~1,000	20,000円

●均等割 1地区 34,000円

- ②自治振興協議会連合会補助
 - ●運営費補助 3,000,000円